

公益社団法人 北海道トラック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道トラック協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
- (2) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- (3) 貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び行政庁等への申出
- (4) 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業
- (5) 貨物自動車運送事業における交通事故防止に関する事業
- (6) 貨物自動車運送事業における環境対策に関する事業
- (7) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
- (8) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (9) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策の宣伝、啓発
- (10) 法令及び税制に関する調査研究
- (11) 研究会、講演会、講習会等の開催
- (12) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (13) 会員の福利厚生に関する事業及び保険業務に関する事業
- (14) 会員相互の連絡協調を図る施策
- (15) 北海道トラック総合研修センター及びその他建築物等の管理運営に関する事業
- (16) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行う地域は北海道運輸局の管轄区域とする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の要件を満たす者であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

第1種 北海道運輸局の運輸支局の管轄区域を地域とする貨物自動車運送事業者が組織する団体

第2種 理事会の定める基準により第1種の会員が推挙する貨物自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業に係る貨物利用運送事業者

第3種 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者であつて、理事会が推挙した者

2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつたとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 貨物自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業に係る貨物利用運送事業者でなくなったとき。
- (4) 一年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があつたとき。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長(第22条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第14条 会長は、総会の日の2週間前までに、会員に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 委任状による議決権の行使に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 会員は、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

2 第 1 項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。

3 第 1 項の規定により提出された委任状は、総会の日から 3 箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。

4 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第 20 条 会員は、総会において、法令に定めるところにより書面により議決権の行使を行うことができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

3 第 1 項の規定により提出された書面は、総会の日から 3 箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。

4 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから当該総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 38名以上45名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を統括する。

5 常務理事は、その担当業務につき専務理事を補佐し、会務を執行する。

6 会長、専務理事及び常務理事は自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会でその報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

第 6 章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 29 条 この法人に名誉会長、顧問及び相談役を各々若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、業界に功績のあった者のうちから、顧問及び相談役は、学識経験者のうちから会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。
- 3 名誉会長は会長の相談に応じて、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べることができる。
- 5 相談役は、会長の要請により意見を述べることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第 2 項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 正副会長会

(構成)

第 37 条 この法人に正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長及びすべての副会長をもって構成する。

(権限)

第 38 条 正副会長会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の運営に関すること
- (2) 理事会に提出する議案
- (3) 理事会を開くいとまがない場合における緊急事項

- 2 前項第 3 号の議決事項は、次の理事会においてその承認を得なければならない。

(種類及び開催)

第 39 条 正副会長会は、通常正副会長会と臨時正副会長会の 2 種とする。

- 2 通常正副会長会は、毎年 4 回開催する。
- 3 臨時正副会長会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第40条 正副会長会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が正副会長会を招集する。

(議長)

第41条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第42条 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する副会長を除く会長及び副会長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第43条 正副会長会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第9章 委員会・部会

(委員会)

第44条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議で定める。
- 4 委員会の各委員長は、会長の要請により意見を述べることができる。

(部会)

第45条 会長は、事業種別ごとの特有の諸問題に対処するため、必要と認めたときは、理事会の決議を経て、部会を置くことができる。

- 2 部会の部会員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 部会に関し必要な事項は、理事会の決議で定める。
- 4 部会の各部会長は、会長の要請により意見を述べることができる。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 48 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 地方公共団体からの交付金（以下「交付金」という。）
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 49 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供すると

もに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 52 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 54 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 補則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は杉本守巧とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 47 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、平成 27 年 5 月 28 日より施行する。

この定款は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

(令和 7 年 5 月 28 日 第 22 条 (2)、第 28 条) 改定